

いわき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年いわき市条例第1号)第6条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について公表します。

令和6年1月31日

いわき市長 内 田 広 之

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免

① 採用状況(令和4年度実績)

試験及び職種の区分			採用者数
試験採用	上級職	一般事務職	21
		一般事務職 (障がい者)	1
		技術職	10
		消防職	3
		小計	35
	初級職	一般事務職	9
		一般事務職 (障がい者)	1
		技術職	1
		保育士	13
		消防職	5
		小計	29
	専門職等	一般事務職 (社会人経験者)	3
		技術職 (社会人経験者)	3
		一般事務職 (就職氷河期世代)	2
		福祉職	3
		司書	1
		病院事務職	1
		小計	13
	医療職・技能労務職	保健師	5
		助産師	2
		看護師	38
		薬剤師	2
		臨床検査技師	1
		診療放射線技師	1
		理学療法士	1
		歯科衛生士	1
		技能職	4
		小計	55
	計		132
その他	一般事務職	1	
	指導主事	7	
	技術職	1	
	医師	47	
	計	56	
総計			188

(注) 令和4年4月1日～令和5年3月31日に採用した職員数です。

② 再任用職員の任用（令和5年度新規任用者の実績）

区 分	行政職		技能労務職		医療職		計	
	短時間	フルタイム	短時間	フルタイム	短時間	フルタイム	短時間	フルタイム
再任用職員数	5	12	0	8	4	8	9	28
	17		8		12		37	

※ 再任用職員とは、定年退職者等の中から従前の勤務実績等に基づく選考により、1年ごとの任期で任用された者です。

※ 短時間とは、4週を超えない期間につき2週あたり38時間45分勤務の職員（通常の職員の1/2勤務の職員）

※ フルタイムとは、1週あたり38時間45分勤務の職員（通常の職員と同様の勤務形態の職員）

③ 退職状況（令和4年度実績）

区 分	定年退職	依願退職	死亡退職	分限退職	懲戒免職	失職	再任用満了	計
退職者数	69	120	2	0	0	0	42	233

(2) 職員数の状況

① 職員数の状況と主な増減理由

部 門			区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
				令和4年度	令和5年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	17	17	0		
		総務企画	461	458	△3	業務体制の見直し	
		税務	134	132	△2	育休対応に伴う過員解消	
		民生衛生	767	763	△4	業務体制の見直し	
		商工労働	55	54	△1	業務体制の見直し	
		農林水産	97	97	0		
		土木	224	221	△3	業務量の減	
	小計		1,755	1,742	△13		
	教育部門		225	225	0		
	消防部門		364	366	2	業務体制の見直し	
	小 計		589	591	2		
公営企業等 会計部門	病院	1,116	1,119	3	業務の増		
	水道	162	161	△1	欠員不補充		
	下水道	57	57	0			
	その他	79	80	1	業務の増		
	小 計		1,414	1,417	3		
正規職員 フルタイム再任用職員 計			3,758	3,750	△8		
			[4,318]	[4,318]	[0]		
				職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
				令和4年度	令和5年度		
会計年度任用職員				654	636	-18	業務の見直し

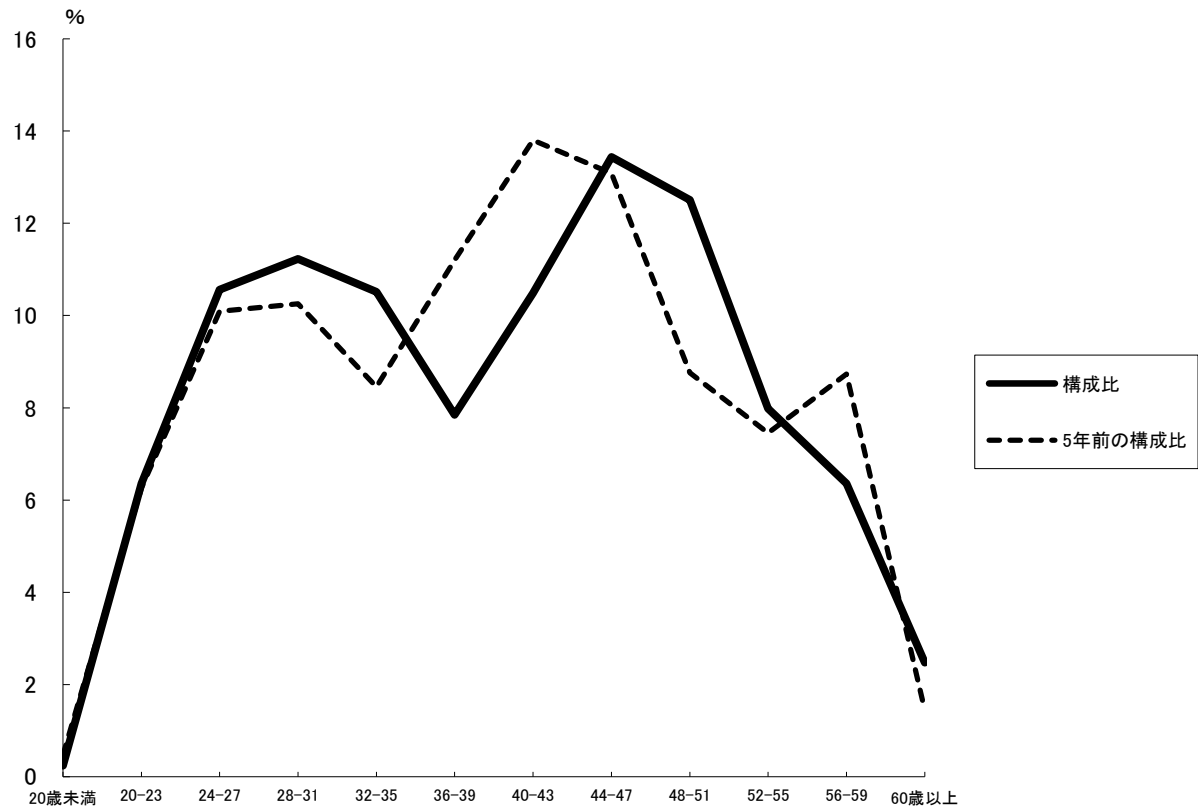
(注) 1 職員数は、各年度の4月1日現在の一般職に属する職員数です。

2 職員数は、4月1日付け退職者を除きます。

3 []内は、条例定数の合計です。

4 会計年度任用職員は、普通会計部門のフルタイム会計年度任用職員の職員数です。

② 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 7	人 133	人 389	人 416	人 390	人 345	人 327	人 448	人 514	人 396	人 222	人 163	人 3,750

③ 職員数の推移

（単位：人）

年度 部門別		H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		1,686	1,711	1,750	1,742	1,755	1,742	56 (3.3%)
	特別行政	573	584	587	588	589	591	18 (3.1%)
普通会計部門計		2,259	2,295	2,337	2,330	2,344	2,333	74 (3.3%)
公営企業等会計部門計		1,349	1,361	1,398	1,419	1,414	1,417	68 (5.0%)
総合計		3,608	3,656	3,735	3,749	3,758	3,750	142 (3.9%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 職員の人事評価の状況(令和4年度)

(1) 人事評価制度とその目的

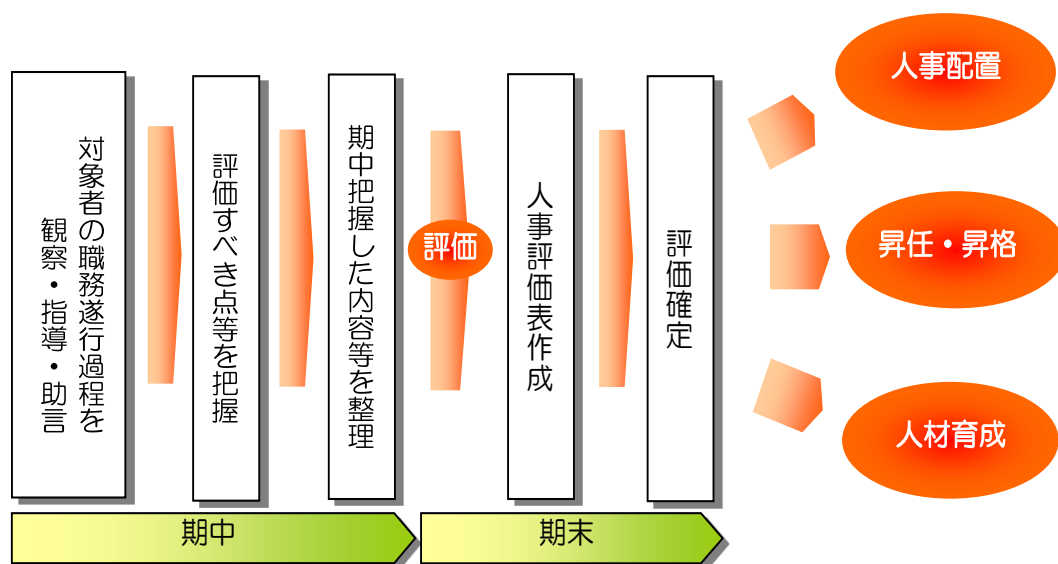
職員の仕事の成果や仕事に取り組む際の姿勢、能力等を一定の基準に基づいて評価するのが人事評価制度です。

客観的かつ公正に評価することにより、職員の能力や適性に応じた適材適所の人事配置や昇任・昇格等を行うとともに、評価に基づく適切な指導、助言等により職員の人材育成を図ることを目的としています(毎年度、期末の時期に実施しています)。

(2) 人事評価の対象者

一部の医療職を除き、原則として全職員を対象としています。

(3) 人事評価のプロセス



(4) 評価要素等

評価の対象となる要素は、大きく「成績」「態度」「能力」の3つの項目に分かれています。

「成績」…「仕事の質」や「仕事の量」等、評価期間に、どれだけ仕事の成果があったかを評価します。

「態度」…「責任感」や「積極性」等、職務遂行上求められる姿勢や特性について評価します。

「能力」…「企画力」や「判断力」等、職務遂行過程で発揮される(された)行動・能力を評価します。

この3つの評価項目ごとに、それぞれ3～6の評価要素が設定されています。

【例】「成績」→ 仕事の成果、仕事の質、組織管理、貢献度など

「態度」→ 責任感、協調性、積極性、経営意識など

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
				うちフルタイム会計年度 任用職員人件費 B		
4年度	人 310,855	千円 155,323,600	千円 6,199,369	千円 22,701,432 1,624,154	% 14.6	% 13.6

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
4年度	人 2,333	千円 8,540,517	千円 1,832,203	千円 3,382,452	千円 13,755,172	千円 5,896	千円

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

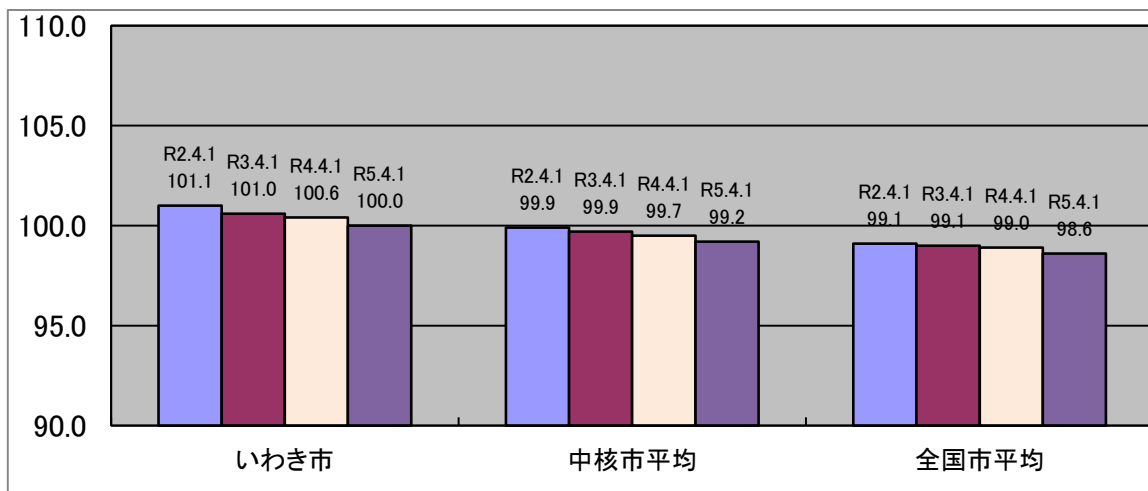
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

③ フルタイム会計年度任用職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	給 与 費			
	給料	職員手当	期末手当	計 B
4年度	千円 1,306,092	千円 79,065	千円 238,997	千円 1,624,154

④ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 中核市平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している ➡ 該当しない

[2]3年連続で上昇している ➡ 該当しない

[3]100を超えている ➡ 該当しない

⑤ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

ア 給料表の見直し

【実施している場合の内容について】

(給料表の改定時期)
平成27年4月1日
(内容)
一般行政職の給料表については、国及び県の見直し内容を踏まえ、高齢層を中心に最大3%程度の引き下げ、若年層は引上げ、全体で平均1%引き下げの改定を実施した。なお、激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。その他の給料表は行政職給料表の見直し内容を基本として改定した。

イ 地域手当の見直し

【実施している場合の内容について】

(支給割合)1級地について、国基準20%に対し、いわき市においても20%を支給。
(実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げ、平成28年4月1日をもって完成。
(参考)

	平成26年度支給割合	見直し後の支給割合 (平成28年4月1日)
国基準の支給割合	18%	20%
いわき市の支給割合	18%	20%

ウ その他の見直し内容

【管理職員特別勤務手当】

(見直しの時期)
平成27年4月1日
(内容)
管理職の職員が、災害への対処により、週休日、休日、又は平日深夜など正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、職務に応じた金額を支給。

【単身赴任手当】

(見直しの時期)
平成27年4月1日
(内容)
円滑な人事交流や医師確保の観点から、基礎額を30,000円として支給(平成30年までの経過措置はなし)。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
いわき市	42.4 歳	325,900 円	393,956 円	393,502 円
福島県	43.0 歳	326,400 円	409,213 円	— 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
中核市	歳	円	円	円

イ 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
いわき市	55.0 歳	94 人	264,600 円	282,202 円	269,667 円
うち 自動車運転手	59.3 歳	27 人	277,800 円	306,793 円	286,319 円
うち その他	53.3 歳	67 人	259,200 円	272,179 円	262,872 円
福島県	54.8 歳	— 人	314,500 円	352,351 円	— 円
国	51.2 歳	— 人	286,942 円	— 円	329,178 円
中核市	歳	人	円	円	円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
いわき市	—	—	—	—
うち 自動車運転手	自家用自動車運転者	歳	円	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
いわき市	—	—	—
うち 自動車運転手	4,899,316 円	円	

※ 民間の類似職種データについては、現時点で国からの公表が行われていないことから、空欄としております。

※ 年収ベースの「公務員(C)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された
期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

ウ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
いわき市	42.2 歳	345,509 円	377,119 円
うち 幼稚園教育職	37.1 歳	286,400 円	307,321 円
うち その他の教育職	49.6 歳	431,900 円	479,131 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの
すべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

② 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		いわき市	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	196,100 円	196,100 円	185,200 円
	高 校 卒	162,400 円	162,400 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	160,400 円	160,400 円	—
	中 学 卒	151,100 円	151,800 円	—
教育職	大 学 卒	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	267,827 円	349,090 円	385,855 円	418,271 円
	高 校 卒	230,333 円	311,400 円	340,890 円	364,500 円
技能労務職	高 校 卒	—	251,000 円	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
教育職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

④ フルタイム会計年度任用職員の給料状況（令和5年4月1日現在）

職務	初任給	上限
事務補助的な職務(他の職務の区分の適用を受けない者を含む。)	行1級1号給	行1級9号給
	153,300 円	162,400 円
平易な行政事務を行う職務	行1級11号給	行1級19号給
	165,000 円	176,000 円
一般的な行政事務を行う職務	行1級21号給	行1級29号給
	178,900 円	196,100 円
高度な行政事務を行う職務	行1級29号給	行1級37号給
	196,100 円	208,000 円
相当に高度な行政事務を行う職務	行1級37号給	行1級45号給
	208,000 円	217,900 円
医療技師の職務	行2級1号給	行2級9号給
	202,700 円	216,100 円
平易な保健師又は看護師の職務	行2級1号給	行2級9号給
	202,700 円	216,100 円
一般的な保健師又は看護師の職務	行2級9号給	行2級17号給
	216,100 円	229,800 円
手話通訳者若しくは消費生活相談員又はこれらと同程度の職務	行2級13号給	行2級21号給
	222,800 円	236,200 円
高度な保健師又は看護師の職務	行2級15号給	行2級23号給
	226,400 円	239,300 円
公民館長又はこれと同程度の職務	行2級17号給	行2級25号給
	229,800 円	242,300 円
相当に高度な保健師又は看護師の職務	行2級28号給	行2級36号給
	246,300 円	255,000 円
補助的な職務(他の職務の区分の適用を受けない者を含む。)	技13号給	技21号給
	151,100 円	160,400 円
平易な職務	技17号給	技25号給
	155,400 円	165,200 円
一般的な職務	技21号給	技29号給
	160,400 円	171,300 円
高度な職務	技25号給	技33号給
	165,200 円	177,100 円
相当に高度な職務	技29号給	技37号給
	171,300 円	184,100 円
千寿荘の支援員又はこれと同程度の職務	技50号給	技57号給
	202,500 円	210,300 円

- (注) 1 行:いわき市会計年度任用職員の給与に関する条例に規定する給料表です。
2 技:いわき市の単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与、勤務時間等に関する規則に規定する給料表です。
3 勤続年数や勤務成績等に応じて、初任給欄に定める号給よりも上位の号給とする場合があります。

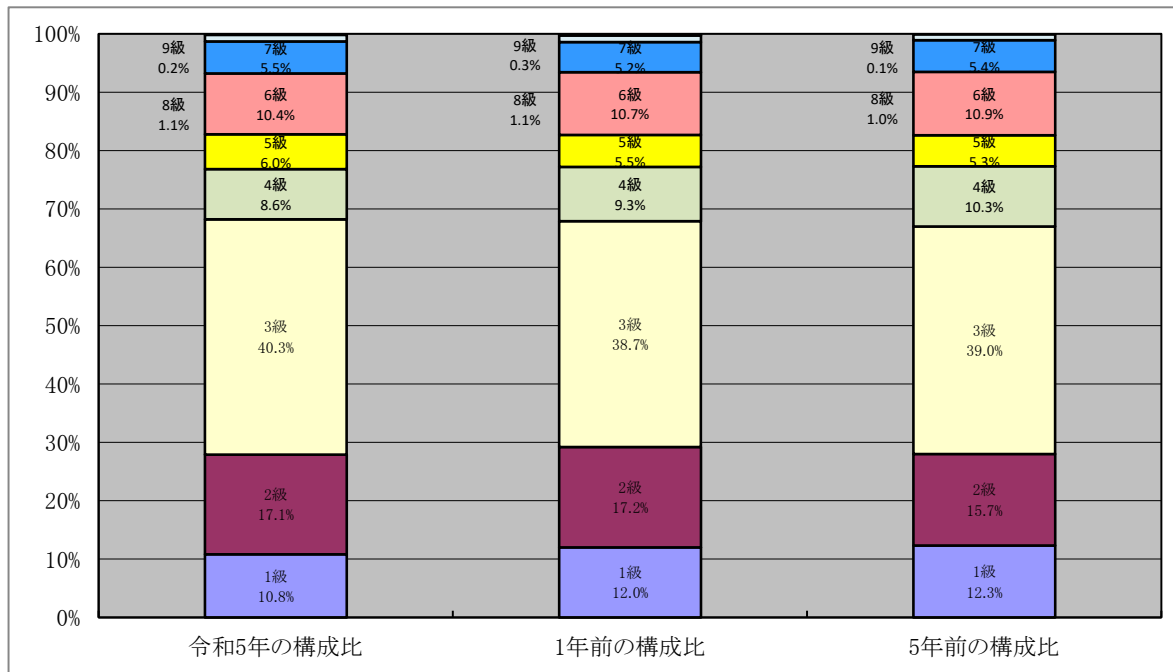
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事及び技師の職務	161人	10.8%	153,300 円	253,300 円
2 級	事務主任及び技術主任の職務	256人	17.1%	202,700 円	311,100 円
3 級	市長の事務部局の本庁の係長の職務	604人	40.3%	238,300 円	358,200 円
4 級	市長の事務部局の本庁の主任主査及び主任技査の職務	128人	8.6%	270,900 円	396,500 円
5 級	市長の事務部局の本庁の課長補佐の職務	90人	6.0%	296,300 円	406,900 円
6 級	市長の事務部局の本庁の課長の職務	156人	10.4%	326,400 円	424,100 円
7 級	市長の事務部局の部次長の職務	83人	5.5%	371,500 円	455,900 円
8 級	市長の事務部局の部長の職務	16人	1.1%	418,300 円	480,800 円
9 級	市長の事務部局の困難な業務を処理する部長の職務	3人	0.2%	470,000 円	540,900 円

(注) 1 いわき市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



② 昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	いわき市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

いわき市	福島県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,434 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,622 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	いわき市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

③ 退職手当（令和4年4月1日現在）

いわき市				国			
（支給率）	自己都合	勸奨・定年		（支給率）	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）			
1人当たりの平均支給額	自己都合 3,090 千円	勸奨・定年 21,871 千円					

（注）退職手当の1人当たりの平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

④ 地域手当

（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			3,193 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			1,064 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都のうち特別区	20%	3人	20%

⑤ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			50,152 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			58,933 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			34.4 %		
手当の種類（手当数）			29		
手当の名称	主な支給対象業務	支給対象職員	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価	
市税及び国民健康保険税事務に従事する職員の特殊勤務手当	庁外において市税及び国民健康保険税の徴収等に関する業務、申告相談に関する業務及び資産調査に関する業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	361 千円	日額	徴収 300円 賦課 200円
競輪開催業務に従事する職員の特殊勤務手当	競輪の開催日に当該業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	178 千円	日額	300円
社会福祉業務手当	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する業務で、保護又は援護等を必要とする者等に訪問して行う生活指導、相談又は調査の業務に従事したとき	地区保健福祉センターに勤務する職員	595 千円	日額	300円
行旅死病人取扱業務手当	行旅病人又は行旅死病人取扱法に規定する業務又は遺体の取扱いに従事したとき	左記業務に従事した職員	2 千円	件	死亡人 3,500円 病人又は遺体 1,000円
下水道清掃業務手当	マンホール内での下水道のしゅんせつ又は公共汚水ます及び取付管内の清掃業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	0 千円	日額	500円
廃棄物処理手当	廃棄物処理の業務に従事したとき(施設の巡回等を除く)	清掃センターに勤務する職員	107 千円	日額	500円
廃棄物夜間処理手当	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる廃棄物処理の業務に従事したとき	清掃センターに勤務する職員	0 千円	1勤務	1,650円
し尿処理手当	し尿処理の業務に従事する職員が当該業務に従事したとき(施設の巡回等を除く)	衛生センターに勤務する職員	1,501 千円	日額	500円
防疫作業手当	食中毒発生時の調査、感染症の予防及び感染症の患者の移送、消毒その他の措置に係る作業に従事したとき	保健所に勤務する職員	16,963 千円	日額	300円 新型コロナ関連 3,000円又は 4,000円
保健指導手当	結核患者の家庭訪問指導又は精神障害者の訪問調査、診察の補助若しくは立会い、護送、相談若しくは訪問指導の業務に従事したとき	保健所に勤務する職員又は地区保健福祉センターに勤務する保健師	105 千円	日額	300円
狂犬病予防等業務手当	野犬の追跡、捕獲及び運搬又は処分の作業に従事したとき、及び狂犬病予防法の規定に基づき犬の死体の引取り及び引渡し、検診、予防注射並びに解剖の作業に従事したとき	保健所に勤務する職員	268 千円	日額	予防員 1,100円 その他 350円
化学検査等業務手当	有毒なガスの発生を伴う化学検査等の業務に従事したとき	保健所に勤務する職員	0 千円	日額	250円
危険現場作業手当	地上10メートル以上の危険な高所において行う飲料水の貯水槽の立入検査の作業に従事したとき	保健所に勤務する職員	0 千円	日額	240円
使用料等の徴収業務に従事する職員の特殊勤務手当	下水道使用料、下水道事業受益者負担金、市営住宅家賃、又は土地区画整理事業精算金の徴収のため庁外において勤務したとき	左記業務に従事した職員	0 千円	日額	150円
火災出動手当	火災のため出動し、消火の作業に従事したとき	消防職員	633 千円	1回	300円
救急業務手当	消防法第2条第9項又は救急救命士法施行規則第21条に規定する業務に従事したとき	消防職員	14,947 千円	1回	250～510円
救助業務手当	災害又は事故現場に出動し、人命救助の作業に従事したとき	消防職員	529 千円	1回	250円
危険物検査手当	消防法第11条又は第16条の5に規定により危険物の検査に従事したとき	消防職員	255 千円	日額	300円
高所作業手当	おおむね10メートル以上の高所において救助、消火の作業若しくは救助の訓練又は危険物の検査に従事したとき	消防職員	5 千円	1回	300円
夜間勤務手当	正規の勤務時間による勤務が深夜の場合	消防職員	4,251 千円	1勤務	130円
機関員手当	消防自動車等を緊急用務のために運転する業務に従事したとき	消防職員	578 千円	1勤務	普通 100円 大型 200円

手当の名称	主な支給対象業務	支給対象職員	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価	
潜水作業手当	潜水器具を着用して、潜水作業に従事したとき	消防職員	1 千円	1回	310円
病虫害の防除作業に従事する職員の特殊勤務手当	病虫害の防除のため毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物に該当する農薬の調整及び散布の作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	0 千円	日額	180円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	公共の用に供する事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務で、市長が困難であると認めるものに従事したとき	左記業務に従事した職員	0 千円	日額	300円
幼稚園に勤務する職員の特殊勤務手当	保育業務に従事したとき	幼稚園に勤務する職員	1,255 千円	月額	3,000円
保育所に勤務する職員の特殊勤務手当	保育業務に従事したとき	保育所に勤務する職員	7,618 千円	月額	3,500円
放射能照射助働業務に従事する職員の特殊勤務手当	エックス線その他の放射線の照射を受ける患者の介助に従事したとき	国民健康保険診療所に勤務する看護師又は准看護師である職員	0 千円	日額	100円
家畜伝染病防疫作業手当	家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病が発生し、又は流行している区域において、当該伝染病の病原体に感染し、又は感染するおそれのある物体の処理作業に直接従事したとき	左記業務に従事した職員	0 千円	日額	290円
災害応急作業等手当	東日本大震災に対処するための作業に従事した場合	左記業務に従事した職員	0 千円	日額	660～40,000円

⑥ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	924,508 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	374 千円
支給実績（令和3年度決算）	967,008 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	390 千円

※ 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

⑦ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	国制度との 同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当		①配偶者 ②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③満60歳以上の父母及び祖父母 ④満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	・配偶者…6,500円 ・子…10,000円 （特定期間加算5,000円） ・父母等…6,500円	
	同		258,013 千円	245,259 円
住居手当		職員が、自ら居住する住宅(貸間含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料含む)を支払っている場合	・20,500円以下の家賃…家賃月額-9,500円 ・20,500円を超える家賃（支給限度額 28,000円） …11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	異	国においては、月額12,000円を超える家賃を支払っている場合支給	169,179 千円	294,225 円
通勤手当		①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	①運賃相当額が55,000円以下については運賃等相当額 ②距離区分に応じて支給	
	異	自動車等使用者における距離区分、支給額ともに福島県に準拠している	193,252 千円	89,303 円
特別調整額		管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づき、給料月額について適正な特別調整額を支給することができる ※給料の特別調整額を受ける職員には、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は支給されない	・困難部長職 …92,800円 ・部長、同相当職…86,900円 ・次長、同相当職…72,000円 ・課長職 …59,300円 ・主幹 …50,300円 ・小規模支所次長…32,100円	
	異	国に準じた考え方を基本として、各職階ごとの支給額を算出している	228,016 千円	714,783 円
管理職員特別勤務手当		市長が規則で指定する職にある職員が災害への対処により、週休日若しくは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	・部長相当職 5,000円 ・部次長相当職 4,000円 ・課長相当職・主幹 3,000円 ・支所次長(補佐職)2,000円	
	異	国においては、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要(本市は災害への対処に限る。)	1,793 千円	8,225 円
災害派遣手当		災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する職員が住所又は居所を離れていわき市の区域に滞在することを要する場合	・3,970円／日	
	—		—	—

(5) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分			給 料	月 額	等
給 料	市 長		1,089,000	円	
	副 市 長		891,000	円	
報 酬	議 長		700,000	円	
	副 議 長		660,000	円	
	議 員		630,000	円	
期 末 手 当	市 長		(令和5年度支給割合)		
	副 市 長		3.25 月分		
	議 長		(令和5年度支給割合)		
	副 議 長		3.25 月分		
退 職 手 当	市 長		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長		給料月額×在職月数×43.5/100	22,738,320 円	任期ごと
	市 長		給料月額×在職月数×33.8/100	14,455,584 円	任期ごと
	副 市 長		給料月額×在職月数×33.8/100	14,455,584 円	任期ごと
備 考					

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員(水道事業)の状況

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 7,936,497	千円 860,972	千円 750,722	% 9.5	% 9.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費250,302千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	千円	
4年度	人 163	千円 619,321	千円 134,501	千円 247,202	千円 1,001,024	千円 6,141	千円 —

(注) 1 職員手当には、退職給与費を含みません。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水 道 事 業	41.1 歳	338,416 円	531,599 円
団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業	団体平均
1人当たり平均支給額（4年度） 1,517 千円	1人当たり平均支給額（4年度） — 千円
（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.95 月分 （1.35） 月分 （0.95） 月分	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分 — 月分 — 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況）

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

水 道 事 業	団体平均
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 自己都合 勸奨・定年 1人当たりの平均支給額 5,981 千円 23,210 千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 — 月分 — 月分 勤続25年 — 月分 — 月分 勤続35年 — 月分 — 月分 最高限度額 — 月分 — 月分 その他の加算措置 自己都合及び勸奨・定年 1人当たりの平均支給額 — 千円 — 千円

（注）退職手当の1人当たりの平均支給額は、4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	3,440 千円				
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	30,991 円				
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	67.7 %				
手当の種類（手当数）	8				
手当の名称	主な支給対象業務	支給対象職員	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する支給単価	
危険手当	1 600V超の電力操作に従事した場合 2 毒物劇物を用いた業務に従事した場合 3 10m以上高所4m以下深所作業に従事した場合	左記業務に従事した職員	52千円	日額	1 240円 2 150円 3 240円
停水処分手当	滞納整理業務	直接停水業務に従事した職員	0千円	件数	350円
施設維持管理手当	維持管理業務	水道施設の維持管理に従事した職員	3,016千円	回数	350円
用地交渉等手当	用地交渉業務	土地取得、損失補償交渉に従事した職員	0千円	日額	300円
待機手当 （R5.4.1新設）	送配水管等の突発事故に対処するため、週休日、休日又は夜間に、自宅等で待機した場合	突発事故に対処するため待機した職員	0千円	回数	2,000円
緊急呼出手当	週休日、休日又は正規の勤務時間外等において、緊急の呼び出しに応じて勤務した場合	週休日等に緊急呼出で勤務した職員	332千円	回数	〔22時～5時〕 1,240円 〔上記以外〕 930円

手当の名称	主な支給対象業務	支給対象職員	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価	
災害応急作業等手当	災害応急作業等業務 1 東京電力福島第一原発敷地内での作業 2 帰還困難区域での作業 3 居住制限区域での作業 4 緊急事態対応対策実施区域に所在する原子力事業所での作業 5 原子力災害対策本部長が設定した区域での作業	左記業務に従事した職員	0千円	日額	1 3,300～40,000円 2 1,330又は6,600円 3 660又は3,300円 4 40,000円以内 5 20,000円以内
防疫作業	①新型コロナウイルス感染症に関連する業務で管理者が別に定めるものに従事した場合 ②新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務及び同患者に長時間にわたり接して行う業務等に従事した場合	左記業務に従事した職員	0千円	日額	①3,000円 ②4,000円

エ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	74,239 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	453 千円
支給実績（3年度決算）	74,460 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	462 千円

オ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当		①配偶者 ②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③満60歳以上の父母及び祖父母 ④満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	・配偶者…6,500円 ・子…10,000円 （特定期間加算5,000円） ・父母等…6,500円	
	同		18,108 千円	255,042 円
住居手当		職員が、自ら居住する住宅(貸間含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料含む)を支払っている場合	・20,500円以下の家賃…家賃月額-9,500円 ・20,500円を超える家賃(支給限度額28,000円) …11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	同		11,649 千円	342,618 円
通勤手当		①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	①運賃相当額が55,000円以下については運賃等相当額 ②距離区分に応じて支給	
	同		12,811 千円	96,323 円
特別調整額		管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づき、給料月額について適正な特別調整額を支給することができる ※給料の特別調整額を受ける職員には、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は支給されない	・局長、参与、技監…給料表が9級の場合92,800円、給料表が8級の場合86,900円 ・次長、参事…72,000円 ・課長、担当課長、工事事務所長…59,300円 ・統括主幹、主幹…50,300円	
	同		13,902 千円	731,684 円
管理職員特別勤務手当		管理又は監督の地位にある職員が災害への対処により、週休日若しくは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(以下この条において「週休日等」という。)又は週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	・局長、参与、技監…5,000円 ・次長、参事…4,000円 ・課長、担当課長、工事事務所長、統括主幹、主幹…3,000円	
	同		0 千円	0 円

(7) 公営企業職員(病院事業)の状況

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 23,314,205	千円 2,222,907	千円 9,761,985	% 41.9	% 42.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	千円	千円
4年度	人 1,115	千円 4,054,439	千円 1,911,771	千円 1,609,544	千円 7,575,754	千円 6,794	千円 —

(注) 1 職員手当には、退職給与費を含みません。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	病 院 事 業	39.0 歳	480,769 円	1,289,510 円
	団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円
看 護	病 院 事 業	37.9 歳	288,946 円	473,503 円
	団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円
事 務	病 院 事 業	41.5 歳	326,165 円	592,562 円
	団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 事 業				団体平均			
1人当たり平均支給額（4年度）				1人当たり平均支給額（4年度）			
1,469 千円				－ 千円			
（4年度支給割合）				（4年度支給割合）			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40	月分	1.95	月分	－	月分	－	月分
（1.20）	月分	（0.975）	月分	－	月分	－	月分
（加算措置の状況）				（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置							
・役職加算 5～20％							

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

病 院 事 業			団体平均		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）					
	自己都合	勸奨・定年		自己都合及び勸奨・定年	
1人当たりの平均支給額	2,259 千円	22,181 千円	1人当たりの平均支給額	— 千円	— 千円

（注） 退職手当の1人当たりの平均支給額は、4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			1,212,668 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			1,276,492 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）			86.7 %		
手当の種類（手当数）			16		
手当の名称	主な支給対象業務	支給対象職員	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価	
診療業務に従事する職員の特殊勤務手当	医師である職員が診療業務に従事したとき	医師	859,726千円	月額	勤務1月について病院の月平均診療収益の100分の5の範囲内
集中治療業務に従事する職員の特殊勤務手当	集中治療業務に従事したとき	集中治療棟等に勤務する看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)	2,061千円	月額	1,500円
放射線照射助業務に従事する職員の特殊勤務手当	エックス線その他の放射線の照射を受ける患者の助業務に従事したとき	看護師等である職員	664千円	日額	100円
死体処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	死体の処理作業に従事したとき	看護師等である職員	1,983千円	1件	1,500円
手術場等に勤務する職員の特殊勤務手当	手術場に勤務することを常例とする職員が、当該業務に従事したとき	手術場の業務に従事する職員	543千円	月額	1,150円
運転業務に従事する職員の特殊勤務手当	職員が患者輸送のため患者輸送用車両の運転業務に従事したとき	患者輸送業務に従事した職員	0千円	日額	250円
夜間看護等に従事する職員の特殊勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	看護師等、助産師及び医療技術員である職員	166,969千円	1勤務	深夜全部:6,800円 深夜4時間以上:3,300円 深夜2～4時間未満:2,900円 深夜2時間未満:2,000円 救急医療等:1,620円
主任的業務に従事する職員の特殊勤務手当	病院長が当該業務について主任的業務を担当することを命じた職員	主任的業務に従事する職員	5,953千円	月額	医② 15,000円 医③ 12,500円
新型コロナウイルス感染症関連業務に従事する職員の特殊勤務手当	職員が新型コロナウイルス感染症の患者の診療、消毒に従事したとき	医療センターの職員	97,471千円	日額	4,000円 (感染の疑いがある者) 3,000円
分娩助業務等に従事する職員の特殊勤務手当	分娩助業務等に従事したとき	助産師、看護師等である職員	2,526千円	1件	2,000円
認定看護師の特殊勤務手当	高度で専門的な業務を行うものとして、当該資格に関連する業務に従事したとき	認定看護師の資格を有する看護師	810千円	月額	5,000円
認定薬剤師の特殊勤務手当	高度で専門的な業務を行うものとして、当該資格に関連する業務に従事したとき	管理者が指定する認定薬剤師の資格を有する薬剤師	1,245千円	月額	I 種 10,000円 II 種 5,000円
救命救急センター業務に従事する職員の特殊勤務手当	救命救急センター業務に従事したとき	看護師等である職員	569千円	月額	1,500円
医療センター看護専門学校の教諭の特殊勤務手当	医療センター看護専門学校の教諭	医療センター看護専門学校の教諭である職員	1,363千円	月額	専門及び主任教諭 11,500円 教諭 7,000円
看護業務等に従事する職員の特殊勤務手当	看護業務等に従事したとき	看護師、助産師等である職員	15,810千円	月額	4,000円
看護業務等に従事する職員の特殊勤務手当	医療サービス提供に係る業務に従事したとき	看護師等の職員	45,855千円	月額	8,600円

エ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	203,740 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	215 千円
支給実績（3年度決算）	169,492 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	180 千円

オ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当		①配偶者 ②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③満60歳以上の父母及び祖父母 ④満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	・配偶者…6,500円 ・子…10,000円 （特定期間加算5,000円） ・父母等…6,500円	
	同		61,862 千円	237,020 円
住居手当		職員が、自ら居住する住宅(貸間含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料含む)を支払っている場合	・20,500円以下の家賃…家賃月額-9,500円 ・20,500円を超える家賃(支給限度額28,000円) …11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	同		73,428 千円	341,528 円
通勤手当		①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	①運賃相当額が55,000円以下については運賃等相当額 ②距離区分に応じて支給	
	同		81,834 千円	109,844 円
特別調整額		管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づき、給料月額について適正な特別調整額を支給することができる ※給料の特別調整額を受ける職員には、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は支給されない	【行政職】 事務局長…92,800円 事務局次長、参事…72,000円 課長…59,300円 統括主幹、主幹…50,300円 【医療職(1)】 院長…141,800円 副院長、診療局長、部長等…113,500円 科長等…72,400円 【医療職(2)】 薬局長、技師長…80,400円 副薬局長…64,300円 【医療職(3)】 副院長…85,400円 看護部長…68,300円 副看護部長等…56,600円 看護師長等…48,100円	
	同		115,391 千円	953,647 円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間及び週休日等(令和5年4月1日現在)

区 分	一般の職員等（右以外の職員）	再任用短時間勤務職員
勤務時間	4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分 1日につき7時間45分 (午前8時30分～午後5時15分)	4週間を超えない期間につき2週間当たり38時間45分 1日につき7時間45分以内
週休日	日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において設ける
休日	・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年1月3日	

※ 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記と異なります。

(2) 休憩時間(令和5年4月1日現在)

午後0時から午後1時までの60分間を休憩時間としています。なお、公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員はこの限りではありません。

(3) 休暇の種類等

区 分	趣 旨	付与日数・期間
年次休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とした休暇	20日
病気又は負傷のための休暇	職員が病気又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	90日※
療養休暇	職員が結核性疾患により長期の療養を要すると認められる場合における休暇	2年
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、勤務しないことが相当であるとして市長が規則で定める休暇 【主な特別休暇の種類】・出産休暇(産前・産後休暇)・配偶者(男性職員)出産休暇・配偶者(男性職員)育児参加休暇・子育て休暇・短期介護休暇・忌引休暇・夏季休暇・結婚休暇 不妊治療 等	休暇ごとに定められた日数
介護休暇	職員が傷病等により日常生活を営むのに支障がある家族等を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇	6月

※ 脳血管疾患、心臓疾患、肝臓疾患、精神科疾患等については、180日

5 職員の休業の状況

(1) 休業の種類等

区 分	趣 旨	付与日数・期間
育児休業	子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉の増進すること及び本市の行政の円滑な運営に資することを目的としたもの。(無給)	子が3歳に達するまで
部分休業	育児休業と同様の趣旨。1日を通して2時間以内で取得する。(取得した時間分給与減額)	子が小学校就学の始期に達するまで

(2) 育児休業等の取得状況 ※各年度4月1日～3月31日までに新規取得者のみの実績

	平成4年度		令和3年度	
	育児休業	育児部分休業	育児休業	育児部分休業
男性職員	19	2	9	0
女性職員	79	14	69	8
計	98	16	78	8

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数（令和4年度実績）

分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	1	0	0	1
心身の故障の場合	0	0	150	0	150
職務に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少による過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
計	0	1	150	0	151

（注） 処分件数に着目して計上したもので、延べ人数です。

(2) 懲戒処分者数（令和4年度実績）

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
交通事故・違反	5				5
交通事故・違反以外	3	6			9

7 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可件数

地方公務員法第38条第1項の規定により、職員は、任免権者の許可を受けなければ、営利企業等に従事してはならないこととされており、次の許可基準を満たしている場合に例外的に許可しています。

- ・営利企業等に従事しても職務遂行上、能率の低下をきたすおそれがない場合。
- ・職員の職と営利企業等との間に、特別な利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他の公正を妨げるおそれがないこと。
- ・職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと。

令和4年度の許可の件数は、382件です。

（許可の主な理由）

- ・統計調査
- ・講演会講師

(2) 他団体事務従事承認件数

いわき市職員服務規程第17条の規定により、職員が、国、他の地方公共団体その他公共的団体の事務に、無報酬で従事する場合においても、公務能率を確保する観点から任命権者の承認を得ることとしています。

令和4年度の承認件数は、149件です。

（承認の主な内容）

- ・職務と関連のある公共的団体の事務に従事する場合。

8 職員の退職管理の状況

令和4年度に定年退職し、令和4年度に本市の外郭団体に再就職した者は次のとおりです。

再就職先名称	再就職先役職	退職時役職	退職年月日
公益財団法人いわき市教育文化事業団	いわき市生涯学習プラザ館長	危機管理部長	R5.3.31
公益財団法人いわき市教育文化事業団	いわき市アンモナイトセンター所長	危機管理部次長	R5.3.31
公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団	いわき市こども元気センター施設長	市民協働部長	R5.3.31
公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団	小名浜児童センター・小名浜老人憩いの家施設長	総務部参事兼川前支所長	R5.3.31
公益財団法人いわき市教育文化事業団	勿来の関文学歴史館館長	水道局長	R5.3.31

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況（令和4年度実績）※受講者数は延べ人数

研修名			受講者数
集合研修	基本研修	新規採用職員研修	337
		一般職員研修	203
		中堅職員研修	188
		監督者研修	187
		管理者研修	288
		計	1,203
	特別研修	契約実務講座	53
		法制執務講座	20
		会計実務講座	74
		技術職員研修	109
		会計年度任用職員研修	113
		中堅職員特別研修	19
		デジタルトランスフォーメーション研修	32
		わかりやすい資料の作り方研修	24
		再任用職員研修	20
		政策形成研修	7
		EBPM研修	37
		クレーム対応研修	23
		市民サービス向上のための接遇実践講座	181
		ファシリテーション研修	13
		プレゼンテーション研修	24
		人事評価研修	33
		危機管理講座(マスコミ対応編)	26
		キャリアデザインと後輩指導の実践講座	11
		女性職員のためのキャリアデザイン研修	9
		新規採用職員指導者研修	119
		交通安全研修	302
		応急手当講習	90
		計	1,339

研修名			受講者数	
各任命権者 において 独自に 開催する研修	議会事務局	東北市議会議長会事務局職員研修会	1	
		NOMA研修【政務活動費の適正支出と事例・判例検討】	1	
		NOMA研修【効果的な広報広聴の進め方】	1	
	選挙管理委員会 事務局	併任書記実務研修	42	
		参院選に係る期日前投票システム研修	20	
		県知事選に係る期日前投票システム研修	20	
		公務員倫理研修・接遇研修	6	
		参院選に係る会計年度任用職員研修	16	
		県知事選に係る会計年度任用職員研修	16	
		教育委員会事務局	教育委員会接遇・倫理研修	19
	消防本部	消防本部業務関連研修	5,577	
		交通安全研修	1,551	
		消防本部公務員倫理研修	1,202	
		消防本部接遇研修	1,024	
	水道局	水道局転入職員研修	19	
		会計実務スキルアップ研修	12	
		情報セキュリティー研修	171	
		安全運転講習会	18	
		救命救急講習(救急知識)	64	
		給水車操作講習会	13	
		圧送式給水車操作訓練	6	
		応急給水器具操作訓練	15	
		技術職員局内研修	16	
		浄水場運転業務研修	25	
		GX形ダクタイル鋳鉄管の技術研修	27	
		医療センター	手指衛生研修会	1,231
			第1回保険診療に関する研修会	1,052
	輸血研修会(第3回医療安全講演会)		1,202	
	第2回保険診療に関する研修会		1,012	
	計		14,379	
派遣研修	消防庁	1		
	経済産業省	1		
	文部科学省	1		
	東京大学先端科学技術研究センター	1		
	東京都港区	1		
	福島さくら農業協同組合実務研修	1		
	日本下水道事業団	1		
	自治大学校	2		
	東北自治研修所	2		
	仙台市特別研修「せんだい大志塾」	1		
	全国建設研修センター	10		
	日本経営協会ほか	46		
	国内行政実務調査研修	34		
	計		102	
	合計		17,023	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（令和4年度実績）

生活習慣病予防健康診断は、
①全職員を対象とする視力検査、血圧検査、尿検査、聴力検査、血液検査、胸部エックス線検査、眼底検査
②25歳以上の職員を対象とする心電図検査
③35歳以上の職員を対象とする大腸がん検査
④40歳以上の職員を対象とする胃の検査
⑤40歳以上で喫煙指数（一日あたりの喫煙本数×喫煙年数）600以上の職員を対象とする喀痰検査（肺がん検査）を実施しました。
また、清掃センター勤務職員、特定化学物質取扱職員、消防職員、保健所勤務職員等を対象に特別健康診断を実施しました。
このほか、20歳以上の女子職員を対象に子宮がん検診を、また、40歳以上の女子職員を対象に乳がん検診を実施しました。

各健康診断の受診者数

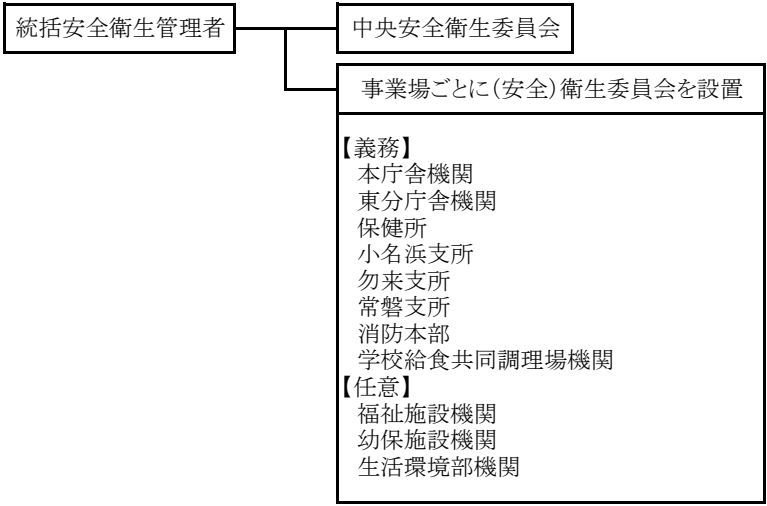
項目	内容	人数
生活習慣病予防健康診断		2,938
	心電図検査	2,685
	胃がん検診	951
	大腸がん検診	1,528
	肺がん検診	116
特別健康診断	清掃センター勤務職員等	613
子宮がん検診		210
乳がん検診		115
人間ドック		581

(2) メンタルヘルス対策の状況

事業場内部の相談窓口として、健康と心の問題を含んだ「職員健康相談」やメンタルヘルスの専門家（臨床心理士）による「こころの健康相談」事業等の実施、事業場外部の専門医療機関に委託した「こころの健康相談」及び大学心理センターに委託した「心理相談」窓口を設置しているほか、精神保健福祉士の資格を有する復職支援員を配置し、精神疾患で休暇等を取得している職員の復職を支援しています。

(3) 職員安全衛生管理体制の状況

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法に基づき、（安全）衛生委員会を組織し、活動を行っています。



(4) 公務災害・通勤災害の状況（令和4年度実績）

区 分	請求件数	認定件数	不認定件数
公務災害	43	43	0
通勤災害	2	2	0

(5) 職員互助組織の設置及び活動状況

地方公務員法第42条に基づき職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、いわき市職員共助会を設置し、保健・保養、教養、体育振興などの事業を行っています。

項 目	内 容	
会員数	3,772名（令和4年4月1日現在）	
負担率	職員掛金：給料本俸の4/1,000	
負担額	職員掛金：56,108千円	市補助金：11,396千円
事業内容	給 付：出産祝金、入学祝金、弔慰金など10種類	
	健康増進：人間ドック事業等	
	文化体育：体育、文化部活動助成等	
	貸付事業：生活資金の貸付	

※ 市補助金は上記事業の内、人間ドック事業にのみ充てられています。

11 公益通報（内部通報）の状況

(1) 公益通報受理件数（令和4年度実績）

受理した公益通報の区分	件数
法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実	0
市民等の生命、身体の保護、財産その他の利益の擁護、環境の保全及び公正な競争の確保等に重大な影響を与えるおそれのある事実	0
市に対する市民等の信頼を損なうおそれがある事実	0

12 働きかけ及び不当要求行為等への対応状況

(1) 対応件数（令和4年度実績）

働きかけ・不当 要求行為等の別	対応年月日	主な内容(項目)	行為主体者 の類型	担当部局名
不当要求行為等	R4.4.5	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	職員課
不当要求行為等	R4.4.13	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	職員課
不当要求行為等	R4.4.26	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	農業委員会
不当要求行為等	R4.4.28	市の事務等に支障を生じさせるおそれのある行為	個人	契約課
不当要求行為等	R4.5.10	不当な手段を用いて職員に職権を行使することを要求する行為	個人	こども支援課
不当要求行為等	R4.5.18	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	職員課
不当要求行為等	R4.5.24	市の事務等に支障を生じさせるおそれのある行為	個人	道路管理課
不当要求行為等	R4.6.8	不当な手段を用いて職員に職権を行使することを要求する行為	個人	保健所生活衛生課
不当要求行為等	R4.6.21	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	こども支援課
不当要求行為等	R4.7.5	不当な手段を用いて職員に職権を行使することを要求する行為	個人	市民課
不当要求行為等	R4.8.25	不当な手段を用いて職員に職権を行使することを要求する行為	個人	職員課
不当要求行為等	R4.8.25	市の事務等に支障を生じさせるおそれのある行為	個人	保健所生活衛生課
不当要求行為等	R4.8.26	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	職員課
不当要求行為等	R4.9.28	不当な手段を用いて職員に職権を行使することを要求する行為	個人	小名浜保健福祉センター
不当要求行為等	R4.10.6	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	常磐・遠野保健福祉センター
不当要求行為等	R4.11.4	不当な手段を用いて職員に職権を行使することを要求する行為	個人	平地区保健福祉センター
不当要求行為等	R4.11.10	市の事務等に支障を生じさせるおそれのある行為	個人	道路管理課
不当要求行為等	R4.11.16	市の事務等に支障を生じさせるおそれのある行為	個人	道路管理課
不当要求行為等	R4.11.24	不当な手段を用いて職員に職権を行使することを要求する行為	個人	勿来支所
不当要求行為等	R4.12.23	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	保健所総務課
不当要求行為等	R4.12.26	不当な手段を用いて職員に職権を行使することを要求する行為	個人	土木課
不当要求行為等	R5.1.11	不当な手段を用いて職員に職権を行使することを要求する行為	個人	住宅営繕課
不当要求行為等	R5.1.12	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	文化財課
不当要求行為等	R5.1.16	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	資産税課
不当要求行為等	R5.1.23	不当な手段を用いて職員に職権を行使することを要求する行為	個人	廃棄物対策課
不当要求行為等	R5.1.25	市の事務等に支障を生じさせるおそれのある行為	個人	環境企画課
不当要求行為等	R5.3.14	不当な手段を用いて職員に職権を行使することを要求する行為	個人	常磐税務事務所
不当要求行為等	R5.3.16	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	保健所生活衛生課
不当要求行為等	R5.3.16	乱暴な言動により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	平地区保健福祉センター

13 市特定事業主行動計画の実施状況等

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第5項並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第6項及び第17条に基づき、市特定事業主行動計画『職員みんなのワーク・ライフ・ハッピー プラン』の実施状況等を公表するものです。

なお、同プランにおいて目標数値を設定しているものについては、その内容も併せて記載しています。

(1) 採用した職員に占める女性の割合

試験及び職種の区分			採用者数	女性
試験採用	上級職	一般事務職	21	9
		一般事務職 (障がい者)	1	0
		技術職	10	2
		消防職	3	0
		小計	35	11
	初級職	一般事務職	9	5
		一般事務職 (障がい者)	1	1
		技術職	1	0
		保育士	13	12
		消防職	5	1
		小計	29	19
	専門職等	一般事務職 (社会人経験者)	3	0
		技術職 (社会人経験者)	3	0
		一般事務職 (就職氷河期世代)	2	2
		福祉職	3	2
		司書	1	1
		病院事務職	1	1
		小計	13	6
		医療職・技能労務職	保健師	5
	助産師		2	2
	看護師		38	37
	薬剤師		2	1
	臨床検査技師		1	1
	診療放射線技師		1	0
	臨床工学技士		1	0
	歯科衛生士		1	1
	技能職		4	4
	小計		55	51
	計		132	87
その他	一般事務職	1	0	
	指導主事	7	3	
	技術職	1	0	
	医師	47	12	
	小計	56	15	
総計		188	102	

(注) 令和4年4月1日～令和5年3月31日に採用した職員数です。

(2) 年次休暇取得状況

※1月1日～12月31日までの実績(暦年付与)

	令和4年
市全体	9.87日

年次休暇の平均取得日数	
目標数値	14日
達成年度	令和7年度

(3) 男性職員における配偶者出産休暇の取得状況

【配偶者出産休暇（有給）】 付与日数：3日間
取得期間：配偶者が出産する場合であって、出産予定日前2週間、出産後2週間の期間内

	令和4年度	
	平均取得日数	取得率
男性職員	2.57日	35.3%

配偶者出産休暇の取得率	
目標数値	100.0%
達成年度	令和7年度

(4) 男性職員における育児参加休暇の取得状況

【育児参加休暇（有給）】 付与日数：5日間
取得期間：配偶者が出産する場合であって、出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間、出産後8週間の期間内）

	令和4年度	
	平均取得日数	取得率
男性職員	4.41日	25.9%

育児参加休暇の取得率	
目標数値	100.0%
達成年度	令和7年度

(5) 男女別の育児休業取得状況

※4月1日～3月31日までに新規取得者のみの実績

	令和4年度	
	取得者数	取得率
男性職員	19	22.4%
女性職員	79	100.0%
計	98	—

男性の育児休業取得率	
目標数値	10.0%
達成年度	令和7年度

(6) 女性管理職の登用状況

【管理職】 課長相当職以上の職位にある職員

※保育士、幼稚園教諭及び消防士を除く(数値目標も同じ)

	令和5年度	
	人数	割合
管理職	307	—
女性職員	23	7.5%

管理職に占める女性職員の割合	
目標数値	12.0%
達成年度	令和7年度

14 公平委員会の状況

いわき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年いわき市条例第1号）第4条の規定に基づき、令和4年度におけるいわき市公平委員会の業務の状況について、次のとおり報告する。

はじめに

公平委員会は、地方公共団体に勤務する職員の利益の保護と、人事行政の公正の確保を図るために、地方公共団体の長やその他の任命権者から独立した地位を有する、専門的な人事行政機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の2及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条の定めるところにより置かれる執行機関である。

地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」（地方自治法第1条の2）を担うため、幅広い事務を行っている。

この幅広い事務を行うに当たって、地方公共団体は、その長の所轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する、系統的に構成された執行機関によりそれぞれの事務を執行している（地方自治法第138条の3）が、この執行機関を構成する大きな要素は、いうまでもなく、人的要素である職員である。その意味で、地方公共団体が求められる役割の実現は、職員一人一人の双肩にかかっているといっても過言ではない。

そこで、職員が、全体の奉仕者として、各自の能力を十分に発揮して、住民に期待される役割を十分に果たすためには、民主的で、かつ、効率的な人事行政の運営を確保し、職員が職務の遂行に当たって、全力を挙げて専念できる制度が確立されていなければならない。

それらの制度の1つとして、公平委員会は、専門的、中立的な人事行政機関として、より適正な人事行政の運営が行われるようにすることをその使命とするものである。

公平委員会の権限

専門的、中立的な人事行政機関として、公平委員会に与えられた権限は、次のとおりである。

- 1 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。（地方公務員法第8条第2項第1号）
- 2 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。（地方公務員法第8条第2項第2号）
- 3 職員の苦情を処理すること。（地方公務員法第8条第2項第3号）
- 4 重要な行政上の決定を行う職員その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）の範囲を定めること。（地方公務員法第52条）
- 5 職員団体の登録（役員、規約の変更の登録）をすること。（地方公務員法第53条）
- 6 市立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する審査の請求を審査し、裁定すること。（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条）

公平委員会の組織

公平委員会の委員は、議会の同意を得て、市長により選任（地方公務員法第9条の2）された3人の委員により構成される。

現在の委員は、次のとおりである。

委	員	長	國井	達夫
委員長職務代理者			佐久間	一枝
委		員	木戸	順一

また、公平委員会の事務を処理する組織として、事務局を置き、事務局長ほか書記4人を配置している。（事務局長ほか書記4人については、市長の補助機関の総務部総務課の職員を併任している。）

前年度における業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求の制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものである。

この制度は、単に職員の勤務条件に関する不平不満の解消を図るというだけではなく、労働基本権を制約されている職員が勤務条件の積極的な改善と適正化を能動的に求めることを保障するものであり、労働基本権制約の代償的機能を果たすものである。

事案の処理に当たっては、判定によりその判断を示すことを基本に処理を進めることとしているが、場合によっては、要求内容、事案の性質等に応じてあつせん等により解決を図ることとしている。

措置要求の審査は、いわき市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和42年いわき市公平委員会規則第5号）に定められた手続に従って行っており、令和3年度までに6件の事案を処理している。

令和4年度においては、受け付けた事案はなかった。

2 不利益処分に関する審査請求の状況

不利益処分についての審査制度は、職員からその意に反して、降任、免職、休職、降給その他著しく不利益な処分又は懲戒処分を受けたとして審査請求があった場合に、公平委員会が審理を行い、当該処分を承認し、又は修正し、若しくは取り消す裁決を行うものである。

公平委員会は、処分を修正し、又は取り消した場合には、その処分によって生じた職員の不利益を回復するための処置を行い、又は処分者に対し必要な処置を行うよう指示することとされている。

なお、不利益処分については、公平委員会によってのみ審査され、その判定は、行政機関における最終のものである。

不利益処分の審査は、いわき市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和42年いわき市公平委員会規則第6号）に定められた手続に従って行っており、令和3年度までに6件の事案を処理している。

令和4年度においては、受け付けた事案はなかった。

3 職員の苦情の処理の状況

職員の苦情の処理制度は、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求に必ずしも至らないような職員の苦情に対し適切に対応するものである。

複雑・高度化する行政需要やそのための勤務環境の整備など、職員を取り巻く状況が大きく変化する中で、職員から任用、給与、勤務時間などの勤務条件に関するもののほか、職場における様々な問題についての苦情相談が考えられることから、毎月委員1人を相談員として配置し、相談業務を行うこととしている。

職員の苦情の処理は、いわき市職員からの苦情相談に関する規則（平成17年いわき市公平委員会規則第1号）及びいわき市苦情相談事務取扱要綱（平成17年3月29日制定）に定められた手続に従って行うものとされており、令和3年度までに7件の事案を処理している。

令和4年度においては、令和4年8月30日に受け付けた事案1件を処理している。

4 管理職員等の範囲を定めることの状況

管理職員等の範囲を定める制度は、管理職員等は、管理職員等のみで職員団体を結成することはできるが、それ以外の職員（いわゆる「一般職員」）と同一の職員団体を組織することはできないこととされているため、公平委員会が、あらかじめその範囲を定めることとされているものである。

これは、管理職員等と一般職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くと考えられるためである。

「管理職員等」とは、地方公務員法第52条において、①重要な行政上の決定を行う職員、②重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、③職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、④職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的

地位にある職員及び⑤その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員とされている。

管理職員等の範囲については、いわき市管理職員等の範囲を定める規則（昭和42年いわき市公平委員会規則第2号）にその範囲を定め、執行機関の組織又は職の改廃等があった場合には、それに適応するよう適時に同規則の改正を行っている。

令和4年度においては、令和4年4月27日及び令和4年8月19日に次のとおり規則を改正した。

新設又は廃止した職

(1) 本庁

機関	新設した職	廃止した職
市長部局	人材育成改革推進担当の総括主査	特定政策推進監
	行政改革推進担当の事業推進員	行政管理係長

(2) 出先機関

機関	新設した職	廃止した職
保健所	総括ワクチン接種担当員	—

5 職員団体の登録（役員、規約の変更の登録）の状況

職員団体の登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを公平委員会が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待したものである。

その登録の要件としては、①職員団体の規約で一定の要件が定められていること、②職員団体の重要な事項が民主的な手続で決定されていること及び③職員団体の構成員が同一の地方公共団体の職員のみで組織されていることとされており、またこれは、登録された職員団体が引き続き登録されている要件にもなっている。

登録された職員団体は、①交渉における地位及び②在籍専従職員設置の許可の便宜が地方公務員法の規定により、③法人格の取得の便宜が職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）の規定により、それぞれ付与される。

職員団体の登録は、いわき市職員の職員団体の登録に関する条例（昭和

41年いわき市条例第15号）に定められた手続に従って行っており、令和3年度までに自治労いわき市職員労働組合を登録している。

令和4年度においては、自治労いわき市職員労働組合について、次のとおり変更の登録をした。

令和5年3月20日 役員の変更の登録

6 市立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する審査の状況

市立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の実施に関する審査制度は、学校医等の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関し異議があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で裁定を行うものである。

学校医等の公務上の災害に関する異議に対する審査は、いわき市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する審査の請求に関する規則（平成14年いわき市公平委員会規則第2号）に定められた手続に従って行うものとされているが、令和3年度までに処理した事案はない。

令和4年度においては、受け付けた事案はなかった。